

## 西宮市特別支援教育審議会傍聴に関する取扱い

(趣旨)

第1条 この取扱いは、「西宮市特別支援教育審議会（以下、「審議会」という。）」の傍聴に関して必要な事項を定める。

(傍聴の手続き)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の名前、年令及び住所を傍聴者申込受付簿（別紙様式）に記入しなければならない。

2 会長は、会議の開催場所の規模等により、あらかじめ傍聴者の人数を設定することができる。

3 傍聴しようとする者の数が定員を超える場合は、抽選により傍聴することができる者を定める。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を所持している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を所持している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者

(5) 前各号に定める者の他、会議を妨害する又は人に迷惑を及ぼす恐れが顕著に認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴者は、次の事項を守り静穏に傍聴しなければならない。

(1) 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。

(2) 私語、談話、拍手等をしないこと。

(3) 鉢巻き、たすきその他これらに類する物を身につける等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食及び喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。

(7) 会長の許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。

(8) 前各号に定めることその他、会議運営の支障となる行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第5条 会長は、傍聴人が前条各号のいずれかに違反したときには、その者に対して退場を命じることができる。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、前条の規定に基づいて会長に退場を命じられたとき又は会議が非公開とされた時は、速やかに退場しなければならない。

(補則)

第7条 傍聴人は、この規則に定めるものの他、会議の傍聴について必要な会長の指示に従わなければならない。

付則

この取扱いは、平成29年7月14日から施行する。